

三重県総合博物館等指定管理者審査基準

別紙2

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
管理運営の総合的な基本方針	管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか	10	40
	施設の特長や業務内容を理解しているか	10	
	社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか	10	
	県立文化施設の集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか	10	
成果目標と自己評価	施設運営の成果目標が適切に設定されているか	10	20
	自己評価の体制及び基準は確立されているか	10	
企業（団体）の社会的責任	企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か	10	10
小 計		70	

2 事業計画の内容が、総合博物館及び美術館の施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法	維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか	20	40
	施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか	20	
利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置	利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか	10	20
	危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか	10	
緊急時・事故発生時の対応等危機管理	緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか	10	20
	緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか	10	
個人情報保護、情報公開	個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか	10	10
県が推進する施策に準拠する管理運営	人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっている	10	10
小 計		100	

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

審査項目	審査基準	配点	
広報の充実	業務基準を達成し、文化交流ゾーン全体の魅力を効果的にPRできる内容となっているか	20	40
	利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、文化交流ゾーン構成施設の利用を促進するための提案となっているか	20	
アンケート・利用状況の集計・分析	業務基準を達成し、より多くの人々が文化にふれる多彩な機会を提供する提案となっているか	20	20
利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映	利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか	10	10
来館者サービス向上につながる独自の提案	文化交流ゾーン構成施設の利便性向上につながるような独自の提案となっているか	10	10
小 計		80	

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費を節減し、管理の効率化を図るものであること

審査項目	審査基準	配点	
収支計画の積算の考え方	収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか	10	20
	提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか	10	
コスト削減の考え方	県費負担軽減につながっているか	20	40
	実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか	20	
収入確保に関する独自の提案	新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか	10	10
小 計		70	

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

審査項目	審査基準	配点	
組織及び人員の確保、職員の雇用形態等	事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか	10	10
業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション	提案事業の内容が実行できる人員配置、勤務体制となっているか	10	10
職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等	人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか	10	10
持続的・安定的に運営できる財政的基盤	施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか	30	30
小 計		60	

合 計	380
-----	-----